

○にかほ市フィルムコミッション設置要綱

平成29年11月27日

告示第74号

改正 平成30年4月1日告示第39号

(設置)

第1条 にかほ市における映像制作活動の誘致及び支援を行い、ロケーション撮影（以下「ロケ」という。）が円滑に行われる環境を整えることで、地域振興及び地域経済の活性化を図ることを目的に、総合窓口としてにかほ市フィルムコミッション（以下「にかほ市FC」という。）を設置する。

(事業内容)

第2条 にかほ市FCが行う事業内容は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) ロケ誘致及び支援活動
- (2) ロケ状況の把握及びロケ受入施設等との連絡調整
- (3) 市民への普及啓発活動
- (4) 前3号に掲げるもののほか、目的達成のために必要な事業

(組織)

第3条 にかほ市FCは、市長、副市長、教育長及び市職員をもって組織する。

2 市長は、にかほ市FCを統括し、代表する。

(庁内連絡会)

第4条 にかほ市FCに、ロケの誘致及び受入れ並びに支援を円滑に行うため、庁内連絡会（以下「連絡会」という。）を置く。

2 連絡会の委員は、市長が選任する会長及び委員で構成し、それぞれ別表に掲げる者を充てる。

3 会長は、連絡会を代表し、連絡会の事務を総理する。

4 会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定する委員がその職務を代理する。

(連絡会の会議)

第5条 連絡会の会議は、会長が必要に応じて招集し、会議の議長は会長がこれに当たる。

2 会長は、必要に応じて委員以外の者を会議に出席させ、意見又は説明を求めることができる。

(庶務)

第6条 にかほ市FCの庶務は、観光課において処理する。

(その他)

第7条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成29年11月27日から施行する。

附 則 (平成30年4月1日告示第39号)

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

別表 (第4条関係)

役職名	職名、所属
会長	商工観光部長
委員	総合政策課長
委員	まちづくり推進課長
委員	観光課長
委員	建設課長
委員	文化財保護課長